

広告表示に関する自主基準 及びガイドラインの改訂等



2007年 9月 11日

電気通信サービス向上推進協議会

会長代理 桑子 博行



広告表示に関する総務省・公正取引委員会の指摘

総務省による措置の概要（平成18年12月12日）

○指導

ソフトバンクモバイル、NTTドコモ、KDDIに対し、作成する広告においては、利用者が誤認するおそれのない分かりやすい情報の提供と適正な表示を行うよう指導

○要請

（社）電気通信事業者協会に対し、指導の趣旨を会員事業者に周知するよう要請

公正取引委員会による措置の概要（平成18年12月12日）

景品表示法第4条第1項第2号（有利誤認）の規定に基づき警告等を実施

○警告

ソフトバンクモバイル

（通話料金及びメール料金について、規定に違反するおそれがある表示を行っていたこと）

○注意

KDDI、NTTドコモ

（料金の割引等について、規定の違反につながるおそれがある表示を行っていたこと）

○要望

（社）電気通信事業者協会

（より分かりやすい情報の提供と適正な表示を行うよう会員事業者を指導すること）

携帯電話等の広告表示に関する検討の経緯

検討体制

電気通信サービス向上推進協議会

協議会メンバー：社団法人電気通信事業者協会
社団法人テレコムサービス協会
社団法人日本インターネットプロバイダ協会
社団法人日本ケーブルテレビ連盟
オブザーバー：総務省総合通信基盤局 消費者行政課

広告表示自主基準WG

新設

携帯等広告表示検討サブWG

メンバー構成
NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、
ウィルコム、イーモバイル、電気通信事業者協会
および 広告表示自主基準WG主査

平成18年12月14日 電気通信サービス向上推進協議会の開催

(協議会の設置要綱を改定し、携帯等広告表示検討サブWGを設置することを決定)

12月22日～ 第1回携帯等広告表示検討サブWGを開催

その後サブWG10回、WG4回など

平成19年5月21日～6月15日 パブコメ実施

6月28日 自主基準及びガイドラインの改訂版 報道発表

自主基準・ガイドラインの概要 (1)

(第3版、平成19年6月)

はじめに

第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (適用)

第3条 (定義)

第2章 電気通信サービスの広告表示に関する通則

第4条 基本的な遵守事項)

第5条 (分かりやすい広告表示)

第6条 (虚偽、誇大等の表現を用いない広告表示)

第7条 (比較表示)

第8条 (料金等に関する広告表示)

第9条 (無料又は割引キャンペーンに関する広告表示)

第10条 (提供開始までの期間に関する広告表示)

第11条 (サポート体制に関する広告表示)

第3章 各種電気通信サービスの広告表示に関する基準

第12条 (「ベストエフォート型サービス」の用語に関する広告表示)

第13条 (「ベストエフォート型サービス」の速度に関する広告表示)

第14条 (IP電話サービスの料金に関する広告表示)

第15条 (IP電話サービスの品質に関する広告表示)

第16条 (IP電話サービスの通話可能な範囲に関する広告表示)

第17条 (携帯電話・PHSサービスの料金等に関する広告表示)

第18条 (携帯電話・PHSサービスの提供エリアに関する広告表示)

第4章 雑則

第19条 (広告媒体ごとの留意事項)

第20条 (契約代理店による広告表示の適正化)

第21条 (見直し)

別表1～8 / 参考資料 / 参考文献

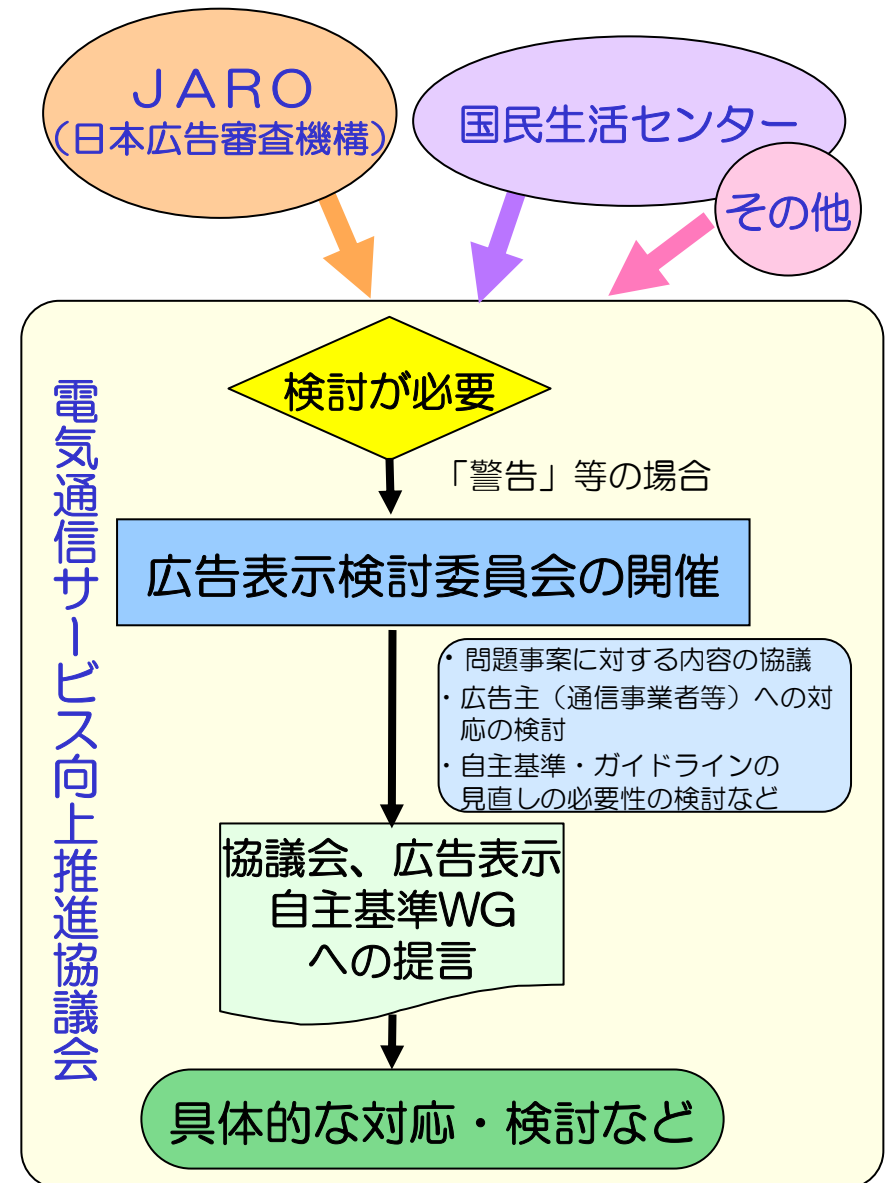
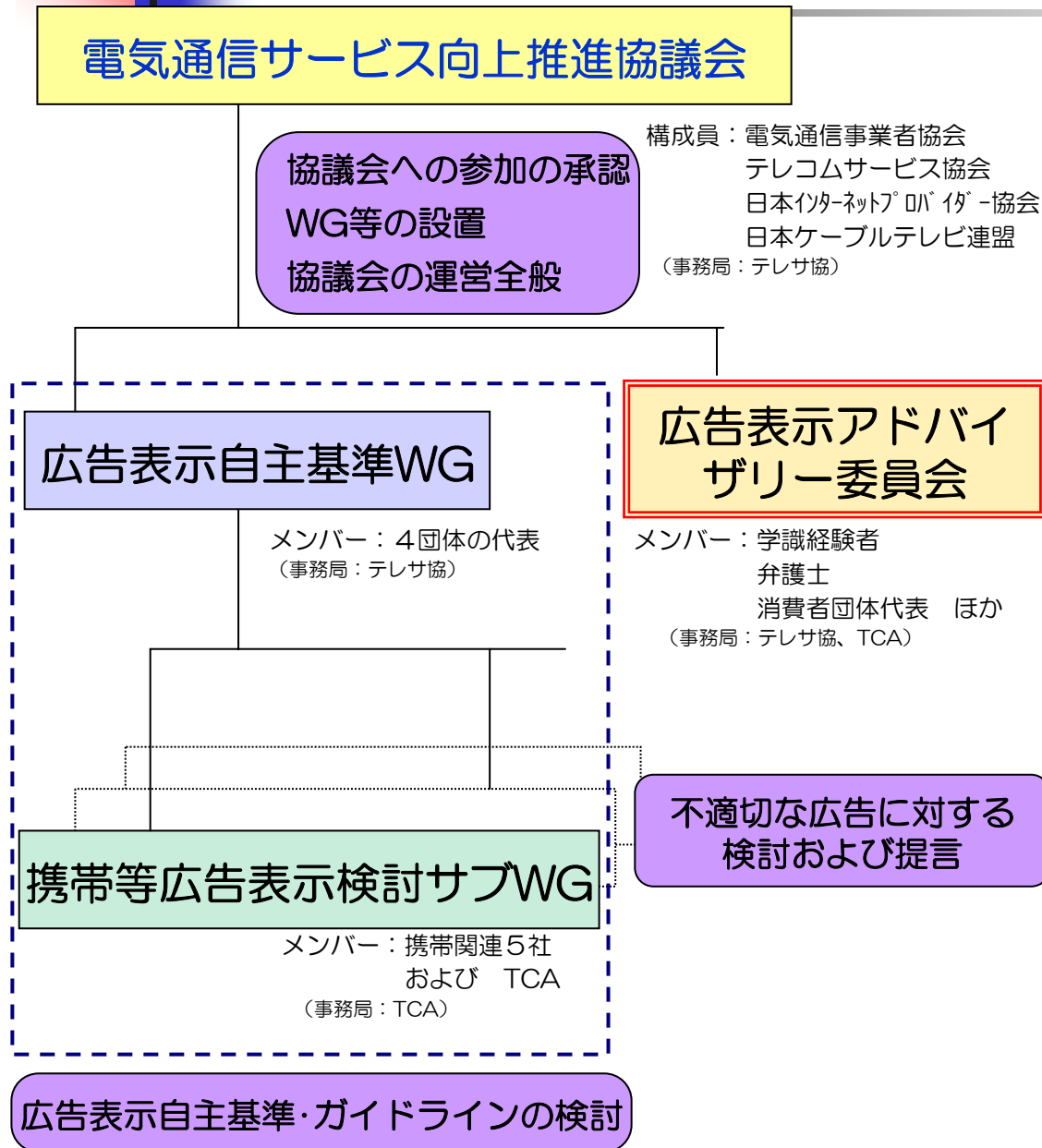
自主基準・ガイドラインの概要 (2)

「自主基準ガイドライン」の広告表示基準

(注) 携帯電話・PHSサービス：義務規定（第17条）
 その他サービス：努力規定（第8条）

| 媒体区分 | 表示区分 |
|--------|---|
| テレビ | <ul style="list-style-type: none"> ■露出秒数：2秒以上 ■文字の大きさ：文字安全フレームの左右の幅で1行30文字までとする。 ■なお、1画面30文字以上を表示する場合は2秒以上の露出とし、視認できる露出時間を確保するものとする。 |
| ラジオ | <ul style="list-style-type: none"> ■問い合わせ先を明示する。「詳しくは『会社名』へ」 |
| 新聞 | <ul style="list-style-type: none"> ■文字の大きさ：8ポイント以上 |
| 雑誌 | <ul style="list-style-type: none"> ■文字の大きさ：8ポイント以上など |
| 屋外広告 | <ul style="list-style-type: none"> ■文字の大きさ： 判読できる大きさで表示する。 |
| 交通広告 | <ul style="list-style-type: none"> ■文字の大きさ B3サイズ未満＝8ポイント以上／B3サイズ以上＝14ポイント以上 |
| Web | <ul style="list-style-type: none"> ■文字の大きさ： 表示可能スペースを考慮し、判読できる大きさで表示する。 |
| ポスター | <ul style="list-style-type: none"> ■文字の大きさ B3サイズ未満＝8ポイント以上／B3サイズ以上＝14ポイント以上 |
| チラシなど | <ul style="list-style-type: none"> ■文字の大きさ： 表示可能スペースを考慮し、判読できる大きさで表示する。 文字が小さくなってしまふ場合は朱書きまたはアンダーラインなどの工夫をする。 |
| 総合カタログ | <ul style="list-style-type: none"> ■文字の大きさ： 表示可能スペースを考慮し、判読できる大きさで表示する。 文字が小さくなってしまふ場合は朱書きまたはアンダーラインなどの工夫をする。 |

広告表示アドバイザー委員会の設置について





自主基準・ガイドラインの周知活動

協議会ホームページへの自主基準・ガイドラインの掲載

6月28日（木） http://www.telesa.or.jp/consortium/pdf/serviceimprove_20070628_guideline.pdf

4団体会員事業者への周知メールの送付

6月28日（木） 4団体事務局より全会員へ周知

4団体主催の説明会

7月 9日（月） 霞ヶ関ビル33階・東海大学校友会館で開催

関係団体に対する説明

| | |
|----------|----------|
| 8月 6日（月） | 日本新聞協会 |
| 8月 7日（火） | 日本民間放送連盟 |
| 8月14日（火） | 日本広告業協会 |
| 8月16日（木） | 雑誌広告協会 |

携帯電話等の各社における周知など

携帯電話等の各社において、自主基準・ガイドラインの周知・説明活動を実施中
（社内関連部門、支社・支店、および代理店などを中心に実施）